

# 里親制度をご存じですか？



子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が大切です。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、保護の必要な子どもの養育をお願いしています。

## 里親制度とは？

親の事故や病気などさまざまな事情により自分の家庭で暮らすことの出来ない子どもを、家族の一員として家庭に迎え入れ、児童福祉法に基づいて養育してくださる方（里親）に、養育をお願いする制度が「里親制度」です。

※里親は4種類に分類されています。特別な資格は必要ありません。

|        |                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 養育里親   | 保護者のいない、または保護者が養育することが適当でない子どもを養育する里親                    |
| 専門里親   | 虐待を受けたり、障害があるなど専門的な援助が必要な子どもを養育する里親（一定以上の養育里親としての経験等が必要） |
| 親族里親   | 実親が死亡、行方不明などの子どもを、祖父母など扶養義務のある親族が養育する場合の里親               |
| 養子縁組里親 | 養子縁組により養親となることを前提に養育する里親                                 |

## 里親になるためには・・・

- ① まずは児童相談所に相談
- ② 研修を受講
- ③ 里親登録に申し込み
- ④ 里親の認定・登録
- ⑤ 里親として養育開始



## 「里親制度説明会（鹿屋市会場）」にいらっしゃいませんか？

日時：令和7年5月10日（土）14時00分～15時30分  
場所：リナシティかのや2階 福祉プラザ内 ふれあいルーム  
住所：鹿屋市大手町1-1  
内容：県政番組による紹介（5分）  
概要説明（40分）  
個別相談（希望者のみ、45分）

※事前の申し込みは必要ありません。どなたでもお気軽にお越しください。  
問い合わせ先：鹿児島県大隅児童相談所 ☎0994-43-7011



鹿児島県大隅児童相談所

〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16番6号

☎ 0994-43-7011